



茨城労働局発表
平成27年10月30日(金)

茨城労働局労働基準部賃金室

担	室長	小田倉 功
	室長補佐	河野 和広
当	電話	029-224-6216

茨城県特定（産業別）最低賃金額の引上げを答申

—本年12月31日（木）効力発生予定—

《ポイント》

新しい茨城県特定（産業別）最低賃金額引上げの答申があり、本年12月31日（木）から効力発生の予定です。

- 1 茨城地方最低賃金審議会（会長 武田 隆志 弁護士 以下「審議会」という。）は、本年9月4日に茨城労働局長（中屋敷 勝也）から茨城県特定（産業別）最低賃金の金額改正について諮問を受け、審議会内に4つの特定最低賃金専門部会を設けて公益代表委員、労働者代表委員及び使用者代表委員による調査審議を重ね、本日（10月30日）までに別表のとおり金額を改正すべきであるとの結論に至り、茨城労働局長に対し、現行から時間額で14～17円（別表参照）引上げる答申を行いました。
- 2 茨城労働局長はこの答申を受け、関係労使が異議の申出をできることの公示を行い、異議申出期限（別表参照）までに異議申出がなければ、この答申どおりの額で最低賃金を決定し、官報公示等の手続きを経て本年12月31日（木）から効力を発生させる予定です。

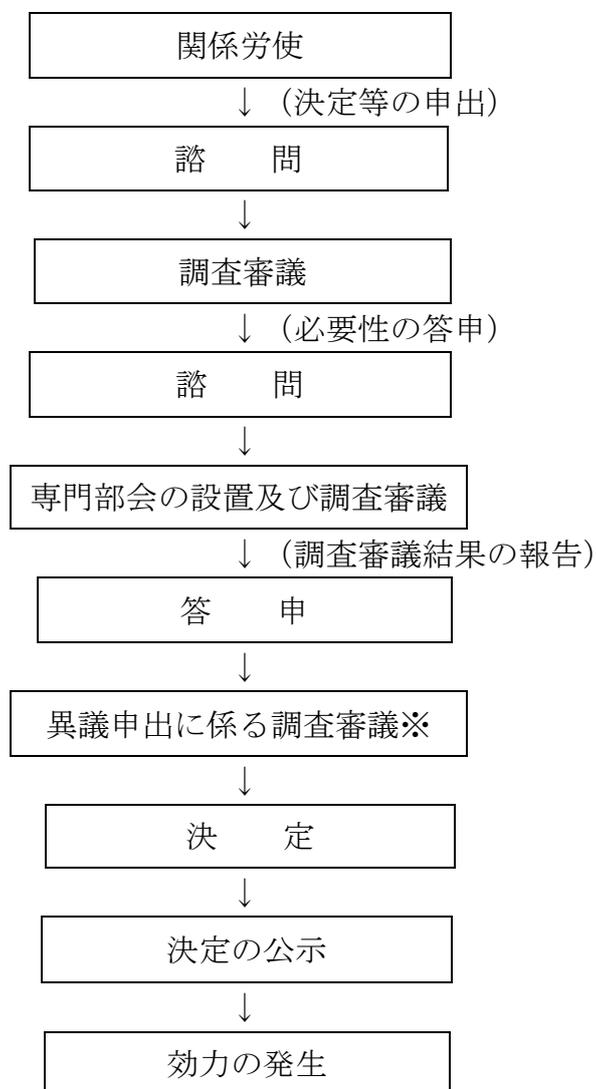
(別表)

茨城県特定（産業別）最低賃金答申額等

件名	時間額 (引上げ額)	専門部会 答申日	異議申出 期限	効力発生 予定日
鉄鋼業	851円 (17円)	平成27.10.30	平成27.11.16	平成27.12.31
はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業 (機械器具製造業等)	825円 (14円)	平成27.10.30	平成27.11.16	平成27.12.31
計量器・測定器・分析機器・試験機・理化学機械器具、医療用機械器具・医療用品、光学機械器具・レンズ、電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具、時計・同部分品製造業 (電気・精密機械器具等製造業)	821円 (15円)	平成27.10.30	平成27.11.16	平成27.12.31
各種商品小売業	795円 (15円)	平成27.10.20	平成27.11.4	平成27.12.31

<参考>

特定（産業別）最低賃金の改正手続きの流れ



※関係労使から異議申出があった場合に開催